

<コロナ禍における観光人材等の農業への人材シェアに関する支援>

このたび、農林水産省が、新型コロナウイルス感染拡大の影響による農業の人手不足を解消するため、観光業を含む多様な人材の援農、就農を支援するため、2020年度補正予算案で「農業労働力確保緊急支援事業」に46億4600万円を計上しました。

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html

(注) ページが表示できない場合は、キーワードから探すに「農業労働力確保緊急支援事業」と入力して詳細をご確認ください。

【対象】 協同組合や農業経営体等

人手不足の産地への交通費、宿泊費を一部負担するほか、労賃が通常より割高となった場合は上乗せ分を時給で500円を上限に補助する内容など。民間の人材派遣サービスを活用したマッチングや情報発信の経費も半額までの負担が想定されています。

【「農業労働力確保緊急支援事業」問い合わせ先】

農林水産省 経営局 就農・女性課 03-3502-6469

今回のコロナ禍で、海外からの人材を日本に呼ぶことが難しくなり、農家の収穫時期の人材不足が懸念されています。

そこで、一時的に雇用が喪失している観光業界等の人材を、農業の労働力としてシェアすることが想定されています。

また、鳥取県においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている休業中の従業員等に対して、農林水産分野で雇用の受け皿づくり「緊急雇用対策農林水産ささえあい事業」を開始していますので参考としてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/248189.htm> 県庁とっとり農業戦略課

電話：0857-26-7256 FAX：0857-26-8497

島根県の農業法人等で継続的に働きたい方についての求人情報については、以下を参照してください。

<https://center.agri-shimane.or.jp/> 公益財団法人しまね農業振興公社（島根県青年農業者等育成センター）

電話：0852-20-2872 FAX：0852-31-9864